



宮 崎 県 公 報

令和3年9月2日(木曜日) 第 234 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更(“) 1
- 民有林の保安林の指定予定(4件)……………(自然環境課) 1
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始……………(“) 3
- 道路の占用を制限する区域の指定(2件)……(“) 3

公 告

- 不服申立ての処理状況……………(総務課) 3
- 軽油引取税に係る免税証の無効公告……………(税務課) 7
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(商工政策課) 7
- 技能検定(後期)の実施……………(雇用労働政策課) 7
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……(農村整備課) 9
- 公共測量の実施の通知(2件)……………(管理課) 9
- 病院局公告**
- 入札公告……………9
- 労働委員会告示**
- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、
 閥歴等の公示……………10

告 示

宮崎県告示第 657号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
かわごえ矯正歯科 医院	都城市吉尾町 935-6	令和3年7月29日

宮崎県告示第 658号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
オレンジ調剤薬局	児湯郡川南町大字平田 1402-76	令和3年7月29日

宮崎県告示第 659号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人愛生会くすもと内科クリニック	小林市堤3516-3

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人孝優会たなか循環器内科クリニック	医療法人愛生会くすもと内科クリニック	令和3年7月1日

宮崎県告示第 660号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字椎ノ木谷3622-6、3622-7、3623-1、3640-56
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 661号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字太田原3676-5、字樫ノ元3707-1、3708-7、字下ノ原3759-28

- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 662号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字東ノ内3782-17、3782-30、3782-31

- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備

え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 663号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字梅ノ木元3574-3、3576-1、字井3694-16

- 2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 664号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年9月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字野老ケ八重 586番6地先から同郡同村同大字字下椎葉 511番21地先まで	旧	21.8~45.8	9.2
				新	56.0~63.5	9.2

宮崎県告示第 665号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年9月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 鞍岡字戸鼻 6201番2地 先から同郡 同町同大字 同字6210番 乙地先まで	旧	5.2～ 10.5	190.0
				新	6.9～ 25.3	190.0

宮崎県告示第 666号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年9月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字石原16 25番69地先 から同郡同 村大字下福 良字尾平 5 09番26地先 まで	令和3年9月3日

宮崎県告示第 667号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年9月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	西臼杵郡日之影町大字七折字平底 123

		20番1地先から同郡同町同大字同字 1 2240番1地先まで
--	--	-----------------------------------

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年9月17日

宮崎県告示第 668号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年9月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字野老ヶ八 重 586番6地先から同郡同村同大字字 下椎葉 511番21地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年9月17日

公 告

行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）第15条の規定により、令和2年度における不服申立ての処理状況を次のとおり公表する。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

不服申立てに係る処分又は不作為 (根拠法令)	不服申立ての種類	処分庁	審査庁	不服申立て年月日	宮崎県行政不服審査会			不服申立てに対する裁決等	
					諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決等年月日	裁決等の内容
特別児童扶養手当認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年10月19日	—	—	—	令和2年7月2日	却下
療育手帳非該当決定処分(宮崎県療育手帳制度実施要綱)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年11月19日	令和2年3月13日	令和2年4月22日	棄却裁決は妥当でない。	令和2年7月2日	認容
療育手帳非該当決定処分(宮崎県療育手帳制度実施要綱)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30年11月19日	令和2年3月13日	令和2年4月22日	棄却裁決は妥当でない。	令和2年7月2日	認容
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月28日	令和2年3月25日	令和2年6月1日	棄却裁決は妥当である。	令和2年6月22日	棄却
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月29日	令和2年3月23日	令和2年6月1日	棄却裁決は妥当である。	令和2年6月29日	棄却
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月29日	令和2年3月23日	令和2年6月1日	棄却裁決は妥当である。	令和2年6月29日	棄却
生活保護費返還決定処分(生活保護法)	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	平成31年1月16日	—	—	—	令和2年5月11日	認容
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成31年2月27日	—	—	—	令和2年7月2日	取下げ
生活保護停止処分(生活保護法)	審査請求	宮崎県北部福祉こどもセンター所長	宮崎県知事	平成31年2月27日	—	—	—	令和2年10月7日	認容
生活保護法第78条の規定による費用徴収決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎県北部福祉こどもセンター所長	宮崎県知事	平成31年4月10日	—	—	—	令和3年2月8日	却下
生活保護費返還決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和元年6月19日	令和2年10月21日	令和2年12月17日	棄却裁決は妥当である。	令和3年1月27日	棄却

特別児童扶養手当有期再認定請求 却下処分（特別児童扶養手当等の 支給に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元 年7月 18日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当有期再認定請求 却下処分（特別児童扶養手当等の 支給に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元 年7月 18日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当認定請求却下処 分（特別児童扶養手当等の支給に 関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元 年8月 29日	令和2 年3月 18日	令和2 年4月 22日	棄却裁 決は妥 当であ る。	令和2 年6月 17日	棄却
特別児童扶養手当認定請求却下処 分（特別児童扶養手当等の支給に 関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元 年8月 29日	令和2 年3月 18日	令和2 年4月 22日	棄却裁 決は妥 当であ る。	令和2 年6月 17日	棄却
特別児童扶養手当有期再認定請求 却下処分（特別児童扶養手当等の 支給に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元 年10月 30日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当有期再認定請求 却下処分（特別児童扶養手当等の 支給に関する法律）	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元 年12月 11日	-	-	-	-	-
運転免許取消処分（道路交通法）	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安 委員会	令和元 年12月 12日	-	-	-	令和2 年4月 10日	取下げ
生活保護費返還決定処分（生活保 護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2 年1月 14日	-	-	-	-	-
生活保護停止処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2 年3月 24日	-	-	-	令和2 年9月 14日	却下
放置違反金納付命令処分（道路交 通法）	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安 委員会	令和2 年3月 24日	-	-	-	令和2 年8月 27日	却下
放置違反金督促処分（道路交通法 ）	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安 委員会	令和2 年3月 24日	-	-	-	令和2 年8月 27日	却下
放置違反金滞納処分（道路交通法 ）	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安 委員会	令和2 年3月 24日	-	-	-	令和2 年8月 27日	却下
施設サービス計画書の作成拒否に 係る不作為	審査請求	-	宮崎県介護 保険審査会	令和2 年3月 26日	-	-	-	令和2 年9月 4日	却下

要支援認定決定処分 (介護保険法)	審査請求	宮崎市長	宮崎県介護保険審査会	令和2年5月11日	-	-	-	令和2年9月4日	認容
指示処分 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和2年5月13日	-	-	-	令和2年6月9日	取下げ
運転免許取消処分 (道路交通法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和2年6月8日	-	-	-	令和3年2月24日	棄却
生活保護変更決定処分 (生活保護法)	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年7月6日	-	-	-	-	-
生活保護廃止決定処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎県中央福祉こどもセンター所長	宮崎県知事	令和2年7月22日	-	-	-	令和2年11月16日	審理手続終了 (審査請求人死亡及び承継人不存在)
生活保護開始決定処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年7月22日	-	-	-	令和2年11月16日	審理手続終了 (審査請求人死亡及び承継人不存在)
生活保護変更決定処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年7月22日	-	-	-	令和2年11月16日	審理手続終了 (審査請求人死亡及び承継人不存在)
運転免許取消処分 (道路交通法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和2年7月30日	-	-	-	令和2年11月16日	取下げ
林地開発行為許可処分に係る水利権譲渡承諾書	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和2年8月17日	-	-	-	令和3年1月18日	却下

生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年10月13日	-	-	-	-	-
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年10月13日	-	-	-	-	-
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年10月13日	-	-	-	-	-
生活保護申請却下処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和3年3月17日	-	-	-	-	-

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
100L券2枚
- 2 用途
漁船
- 3 記号及び番号
100L券G 1100624～1100625
- 4 有効期間
令和3年4月1日から令和3年9月30日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
岡崎石油株式会社 恒久給油所
- 6 紛失年月日
令和3年7月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ宮崎花ヶ島
宮崎市花ヶ島町小物町2656番 外19筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和3年5月17日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年9月2日から令和3年10月4日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス小松店
宮崎市大塚町迫田 266番 1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和3年6月25日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和3年9月2日から令和3年10月4日まで

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和3年度技能検定試験（後期）を次のとおり実施する。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 実施職種
(1) 特級
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリン

ト配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

(3) 3級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

2 実施等級等

特級、1級、2級及び3級(各等級の実施職種は、1のとおりとする。)

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和3年12月3日(金曜日)から令和4年2月13日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 18,200円

35歳未満の者が2級又は3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 9,200円

35歳以上の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 12,100円

35歳未満の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 3,100円

上記に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の4月1日における年齢とする。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和3年11月26日(金曜日)以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期間
鍛造(プレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業【1・2級】)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)及びガラス施工(ガラス工事作業)	令和4年1月23日 (日曜日)
特級全職種、さく井(ロータリー式さく井工事作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、家具製作(家具手加工作業)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)及び機械・プラント製図(機械製図CAD作業)	令和4年1月30日 (日曜日)
機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業【3級】)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)	令和4年2月6日 (日曜日)

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

※令和3年度技能検定(後期)は、今後の新型コロナウイルス感染症を巡る状況により中止又は延期となる場合がある。その場合において、受検申請者が受検できなくなったときは、受検手数料は返還する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 本人確認書類の写し

次の(ア)から(カ)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。

(ア) 運転免許証、マイナンバーカード (個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。)、日本パスポート (写真欄)、住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書 (氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(イ) 特別永住者証明書

(ウ) 健康保険被保険者証

(エ) 生徒手帳、学生証又は在学証明書 (氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(オ) 在留カード

(カ) 外国パスポート (写真欄と日本国査証欄)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

(3) 受付期間

令和3年10月4日 (月曜日) から令和3年10月15日 (金曜日) まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。

イ 本人確認書類の写しを申請書の裏面貼付欄に貼り付けること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付ける。

エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。

5 手数料の納付方法等

(1) 実技試験の手数料の額 (18,200円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は3に掲げる額。) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) の領収証を申請書に添付すること。

(2) 手数料は、銀行振込により納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、令和4年3月11日 (金曜日) に県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号 (県庁8号館3階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

電 話 0985 (58) 1570

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、大淀川左岸土地改良区 (宮崎市) の土地改良事業計画 (維持管理事業) の変更を認可した。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、串間市長から次のとおり通知があった。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (航空レーザ測量)

2 作業地域

宮崎県串間市

3 作業期間

令和3年8月6日から令和4年3月25日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、熊本防衛支局長から次のとおり通知があった。

令和3年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

宮崎県児湯郡新富町

3 作業期間

令和3年8月16日から令和3年10月26日まで

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年9月2日

宮崎県立延岡病院長 寺 尾 公 成

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 人工心肺装置一式
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 令和4年3月31日
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、資格基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。
 なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
 - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和3年10月5日までに宮崎県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。
 なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181
 - (2) 期間 令和3年9月2日から令和3年10月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
 - (1) 交付場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

- (2) 交付期間 令和3年9月2日から令和3年10月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
 - (2) 提出期限 令和3年10月12日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- 6 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県立延岡病院2階会議室(地域医療センター) 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10
 - (2) 日時 令和3年10月13日午後1時30分
- 7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 12 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Artificial Heart-Lung Device 1 set.
 - (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 12 October, 2021
 - (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

令和3年9月2日

宮崎県労働委員会会長 山崎 真一朗

あっせん員候補者名簿

(令和3年8月20日~令和5年8月19日)

氏名	現職(又は前職)
今村 彰博	労働委員会労働者委員

	トヨタグループ宮崎労働組合 執行委員長
江 藤 修 一	労働委員会公益委員 (労働委員会事務局長)
金 丸 憲 史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士
河 野 洋 一	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事
工 藤 久 昭	労働委員会使用者委員 宮崎経済同友会 顧問
久 保 昌 広	労働委員会事務局長
兒 玉 洋 一	商工観光労働部 雇用労働政策課長
税 田 倫 子	労働委員会使用者委員 株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
関 本 泰 三	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
高 野 浩 幸	労働委員会事務局調整審査課課長補佐
武 井 大 幸	労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部 書記長
多 田 昌 志	労働委員会事務局調整審査課長
中 川 育 江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
西 村 仁	労働委員会労働者委員 宮崎交通労働組合 執行委員長
見 戸 康 人	労働委員会使用者委員 (株式会社テレビ宮崎 常勤監査役)
八重尾 龍	労働委員会公益委員 弁護士
山 口 弥 生	労働委員会公益委員 弁護士
山 崎 真 一 朗	労働委員会公益委員 弁護士
吉 岡 英 明	労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長

(五十音順)

--	--